

和泉市公募型指名競争入札実施要綱  
(平成19年1月10日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に関し、入札参加意欲を指名に反映させることができ、かつ入札契約事務が軽減される事後資格審査方式の公募型指名競争入札（以下「本入札」という。）を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型指名競争入札とは、対象となる建設工事の発注に際し、必要な条件を付して入札参加者を募り、その条件に適合する者の中から入札参加者を指名する競争入札方式である。

2 この要綱において、事後資格審査方式とは、前項の規定により募った全ての参加者に係る入札前に行う資格審査を一部簡略化し、落札候補者のみ詳細資格審査を行うものである。

(対象工事)

第3条 本入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、和泉市建設工事業者格付要綱(平成18年5月23日制定)別表3業種別の等級格付及び工事設計金額表のうち、原則として、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるものとする。

(1) 土木一式 A及びB等級に係る設計金額の工事

(2) 建築一式、電気、管、造園又は舗装 A等級に係る設計金額の工事

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、本入札の対象としない。

(1) 発注する工事等が緊急を要するもの

(2) 専門性を有する等により、発注する工事等を施工・履行できる者が限られているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、本入札で行うことが適切でない認められるもの

(入札参加資格及び資格審査の時期)

第4条 対象工事の指名を希望する業者（以下「指名希望業者」という。）は、対象工事の入札参加申請時において、次に定める要件をすべて満たさなければならない。

(1) 本市の建設工事指名業者台帳に登録されていること。

(2) 和泉市建設工事指名業者選定要綱（平成18年5月23日制定）第5条に規定する市内業者又は準市内業者であること。

(3) 和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年5月23日制定）

別表3業種別の等級格付及び工事設計金額表のうち土木一式A等級若しくはB等級、建築一式A等級、電気A等級、管A等級、造園A等級又はほ装A等級に格付けされていること。

(4) 和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱(平成17年4月28日制定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)を配置できること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に資格要件を定めたときは、その要件を満たすこと。

2 市が行う資格審査は、次の時期に行うものとする。

(1) 申請受付時に行う事前資格審査は、前項第1号から第4号に定める項目とする。

(2) 入札執行後に行う事後資格審査は、前項第5号及び第6号に定める項目とする。

(入札に参加できない者)

第5条 前条第2項第1号の規定に基づき入札参加資格を得た業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、対象工事の入札に参加できないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 対象工事の指名の日から入札日までの間に、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止を受けた者

(3) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係のある者

(4) 行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不相当であると認められる者

(5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不相当と認められる者及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年6月1日制定)に基づく入札等除外者

(6) 手形交換所から取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全な者

(7) 賃金不払いに関する労働者等からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不相当と認められる者

(対象工事の公表)

第6条 本入札を実施しようとするときは、期日前少なくとも5日までに次に

掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、その期日を3日までに短縮することができる。

- (1) 工事種別、応募可能な等級格付け
  - (2) 工事名
  - (3) 工事場所
  - (4) 工事概要
  - (5) 工期
  - (6) 対象工事の設計業者
  - (7) 入札日時
  - (8) 設計価格
  - (9) 最低制限価格設定の有無
  - (10) 申込み期間
  - (11) その他入札に際し必要な事項
- 2 前項の公表は、原則として毎月第1及び第3水曜日（その日が和泉市の休日を定める条例（平成2年和泉市条例第12号）第2条に規定する休日に当たるときには、その翌日以降で休日でない日）に担当課の窓口に掲示及び本市ホームページに掲載する方法により行うものとする。

(申込み)

第7条 指名希望業者は、前条第1項第10号に定める期間内に、公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、指名希望業者が、第4条第1項第5号の規定に違反している場合は、事実関係を確認の上、指名停止措置を講じることがある。

(業者指名)

第8条 前条第1項の申請を行った業者（以下「入札参加申請者」という。）について、第4条の入札参加資格を満たさない業者及び第5条の入札に参加できない者を除き、原則として、全ての業者を指名するものとする。この場合において、入札参加申請者が1業者のときも、本入札の趣旨を勘案して有効に取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、和泉市建設工事請負業者指名委員会による資格審査が必要な工事については、同委員会の資格審査に付すものとする。

(指名・非指名通知)

第9条 市長は、対象工事の入札参加者を指名したときは、速やかに、その結果を入札参加申請者に通知するものとする。その場合において、指名されなかった者には、理由を付した非指名通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(取り抜け方式)

第10条 本入札において、同日に同一業種で複数の入札が行われる場合、落札候補者となった者は、取り抜けとし、以後の入札に参加している場合でも、その入札は無効とする。

(設計図書等)

第11条 本入札に係る設計図書等の配付は入札指名業者が、市ホームページからダウンロードする方法により行うものとする。

(入札の順番)

第12条 同日に複数の入札を執行する場合は、業種ごとに取りまとめて行う。

2 入札は、設計金額の大きいものから順に執行する。

(落札候補者の決定)

第13条 市長は、本入札において開札後、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最も低い価格で入札した者を落札候補者とする。

2 前項に規定する落札候補者となるべき同じ価格を提示した者が2者以上あるときは、それらの者による抽選により落札候補者を決定する。

(落札候補者の順位付けの決定)

第14条 市長は、本入札において開札後、前条の規定により落札候補者を決定し、落札候補者の以降の順位付けを第5順位まで決定する。

2 入札参加者の数が前項の規定に満たない場合は、全者を順位付けるものとする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第15条 落札候補者は、市長が指定する事後資格審査のために事後資格審査申請書(様式第3号)を落札候補者となった日の翌日(翌日が休日のときは、翌日以降の初めての休日でない日)の正午までに提出しなければならない。

2 落札候補者から前項の期限までに書類の提出がなかったとき又は落札候補者が入札参加資格を有しないと認められるときは、前条の規定により順位付けられた次順位の者を落札候補者とし、当該申請書を指定した日時までに提出しなければならない。

(事後資格審査)

第16条 市長は、前条の規定により提出された配置する技術者について、受注案件の業種に対応する資格者であるか資格審査を行う。この場合において、同日に行われた入札における事後資格審査については、入札が行われた順番により行うものとする。

(落札者の決定)

第17条 事後資格審査の結果、落札候補者が契約資格を有すると認められるときは、当該落札候補者を落札者とする。

2 事後資格審査により、落札者と決定された者は、同日同一業種の入札結果

については、無効とする。

- 3 落札候補者から第15条に規定する書類の提出がなかったとき又は事後資格審査の結果、落札候補者が契約資格を有しないと認められるときは、当該落札候補者の入札を無効とし、第14条の規定に基づき順位付けた次順位の者を落札候補者とし、落札者が決定するまで第15条からこの条までの手続を行うものとする。
- 4 市長は、落札候補者を落札者としたときは、市長は、落札者決定通知書（様式第4号）により当該落札者に通知するものとする。

（入札結果の公表）

第18条 市長は、入札執行後、速やかに契約担当課窓口において、開札状況等（入札金額、落札候補者、落札候補順位）を公表するものとする。

2 市長は、事後資格審査を経て落札者が決定したときは、速やかに契約担当課窓口において公表する。

3 市長は、前項の規定により公表した入札結果を、概ね2週間ごとにとりまとめた上で、市のホームページにおいて速やかに公表するものとする。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、本入札について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年8月18日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年4月10日）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成24年11月5日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成25年3月27日）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月7日）

この訓令は、令達の日から施行する。

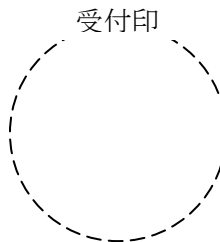
附 則（平成31年4月1日）

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

公募型指名競争入札参加申請書

和泉市長 へ



受付時間（ : ）

申込者 所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

和泉市本入札実施要綱の要件及び下記項目内容を全て満たしていることを誓約して、競争入札に参加を希望します。

工事名

(確認欄)

- 自社は、当該等級に対応の等級に格付けされている
- 当該工種に対応の技術者の配置が可能である
- 落札候補者となった場合、市指定の日時までに、事後資格審査申請書（様式第3号）を提出する

なお、上記工事を落札したときは、下記の会社等で履行保証（保険）契約を結ぶ予定であることをお届けします。

併せて、手続きに時間がかかっている場合、市が契約相手先に問合せすることを承諾します。

会社名等

連絡先

キリトリ

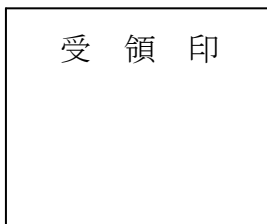
本入札参加申請受領書

様

和泉市契約検査室

下記の工事の入札参加申請書を受領しました。

工事名



様式第2号（第9条関係）

年 月 日

様

和泉市長

## 非 指 名 通 知 書

年 月 日付けで入札参加申請のありました下記の工事に係る  
公募型指名競争入札については、下記の理由により非指名となりましたので通  
知します。

記

1. 工事名	
2. 非指名理由	



様式第3号（第15条関係）

年 月 日

落札候補者に係る事後資格審査申請書

和泉市長 あて

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

次のとおり落札候補者に係る事後資格審査を申請します。

1. 工事名

2. 配置する技術者等

氏 名	
住 所	
生年月日	
資 格	
<u>事務所の専任技術者</u>	<u>専任技術者</u> ・ <u>それ以外の技術者</u>

※ 配置する技術者については、技術者名簿に登録している技術者を条件とする。

※ 請負金額が 3,500 万円(建築一式工事は 7,000 万円)以上の場合は、専任の主任技術者を、下請負金額が 4,000 万円（建築一式工事は 6,000 万円）以上の場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置する必要があります。

様式第4号（第17条関係）

年 月 日

住所

名称

代表者職・氏名

様

和泉市長

## 落札者決定通知書

年 月 日付けで開札のありました下記の工事の落札者に決定  
しましたので通知します。

記

1. 工事名	
--------	--